

「先端的サービスの開発・構築及び規制・制度改革に関する調査事業(連携“絆”特区対象)」概要

- 地理的に離れた複数の自治体が連携して共通の課題解決に取り組む「連携“絆”特区」において、規制・制度改革を進め、先端的サービスの早期実装を推進することで、地域課題の解決を目指す。
- 「連携“絆”特区」の各指定地域における取組の具体化・加速化のため、国の委託事業である「先端的サービス調査事業」により、先端的サービスの開発・構築と、必要な規制・制度改革の実現に向けた調査・検討を支援。

事業形式・ 事業内容

- ・ 国（内閣府）の委託事業（企画競争入札の形式で公募を行い、外部有識者の審査により採択事業を決定）。
- ・ サービス内容の検討や、ニーズ等の収集・整理、規制・制度改革の前提となる安全対策の検討等を行うことを目的とする。

実施主体

民間事業者、大学等（※実施主体は、令和4・5・6年度内閣府競争参加資格審査において「役務の提供等（調査・研究）」のA、B、C又はDの等級に格付けされている者である必要）

予算規模

【1事業当たり予算額】原則、上限5,000万円（税込）

主な選定の ポイント

① 規制・制度改革事項の具体化

- ・ 規制・制度改革事項の内容が具体化されている
- ・ 調査・実証内容が、規制・制度改革を実現するために必要十分なものである

② 地域における連携体制

- ・ 連携“絆”特区の地方公共団体が抱える地域課題の解決等に資する先端的サービスであり、その実現のために本事業を実施することについて、当該地方公共団体による確認を受けている

③ 社会実装に向けた取組

- ・ 実証にとどまらず、実装に向けた取組であり、そのプロセスが明らかである
- ・ 調査・実証の内容が、社会実装や他地域への取組の横展開を進める観点からも資するものである

スケジュール (想定)

令和6年8月7日～9月3日 公募期間 → 9月上旬～下旬 外部有識者を構成員とする選定委員会による審査・採択決定
→ 10月上旬 契約・事業開始 → 令和7年3月21日 調査報告書提出